

チーム千葉ボランティアネットワークのホームページ記事作成要領

1 目的

この要領は、市民が安心してボランティアに参加しやすい環境づくりを図るため、チーム千葉ボランティアネットワークのボランティア募集情報等を適切かつ正確な表現及び内容により発信するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 情報発信内容の確認

別に定めのある「チーム千葉ボランティアネットワーク事務局規約」第8条および第9条の事項について、情報発信元および情報発信内容に疑義が生じた場合、情報発信元に詳細を確認のうえ、掲載の可否を判断する。また、募集記事において、専門的な知識および資格等が必要な内容やアルバイトと同等の内容については、無償の労働力搾取につながらないように、十分に確認する。

3 ホームページに掲載する際の用語について

以下の表現については、2に記載の趣旨に沿って詳細を確認し、内容に支障ないことが確認できた場合には、応募者に伝わりやすい適切な表現に変更したうえで掲載を認めることとする。

確認すべき用語(募集元)		適切な表現例
スタッフ	→	ボランティア、サポートボランティア、補助
業務、仕事、作業	→	活動
運営	→	運営補助 ※責任が伴うと想像される用語は避ける
時給、日給	→	報酬、謝礼 ※職業安定法第4条の職業紹介に抵触しないようにするため。 職業紹介をするには、登録が必要となる(職業安定法第4条4項10号)。

4 ホームページ掲載制限

- (1) ホームページ掲載のボランティア募集情報等の参加者から苦情等があった場合、一定期間の掲載を制限し、内容等の改善を求める。改善がされない場合は、当該ボランティア募集情報等を削除する。
- (2) 同一情報発信元の複数の記事において、苦情等がある場合は、千葉市と協議の上、一定期間の掲載を制限する。

5 その他

この要領は、千葉市と協議の上、必要に応じて随時追記等を行うことができるものとする。

付則

この要領は、令和5年2月15日から施行する。